

荷役集中監視制御設備 規則

規
則

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 規則 第 100 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2019 年 12 月 27 日 規則 第 100 号
荷役集中監視制御設備規則の一部を改正する規則

「荷役集中監視制御設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

(2)(c)を次のように改める。

検査の実施時期は次の(1)又は(2)の規定による。ただし、登録規則 2 章の規定により登録を受ける設備に関する検査については、原則として船級検査の時期に行う。

- (1) 登録検査は、登録申込みがあったときに行う。
- (2) 維持検査は、次の(a)から(d)に掲げる時期に行う。
 - (a) 定期検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(3)に規定する時期に行う。
 - (b) 年次検査は、鋼船規則 B 編 1.1.3-1.(1)に規定する時期に行う。
 - (c) 臨時検査にあっては、定期検査及び年次検査の時期以外であって、次の i) から iii) のいずれかに該当するとき。検査の実施にあっては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。
 - i) 設備の重要な部分に損傷が生じたとき、又はこれを修理若しくは新換するとき
 - ii) 設備の改造又は変更を行うとき
 - iii) その他、検査を行う必要があるとき
 - (d) 不定期検査は、登録を受けた設備が、規則に常時適合していること及び船舶の所有者による適切な保守、運用が行われていることに疑いがある場合であって、本会が検査により設備の現状等を確認する必要があると認めた場合に行う。

2.3 維持検査

2.3.3 を次のように改める。

2.3.3 臨時検査

臨時検査では、各々の場合に応じ、必要な事項について検査又は試験を行い検査員が満足する状態にあることを確認する。検査の実施にあっては、通常の検査方法と異なる本会が適当と認める検査方法で行うことを認める場合がある。

附 則

1. この規則は、2019 年 12 月 27 日から施行する。

荷役集中監視制御設備規則検査要領

要
領

2019 年 第 1 回 一部改正

2019 年 12 月 27 日 達 第 66 号

2019 年 7 月 22 日 技術委員会 審議

2019 年 12 月 27 日 達 第 66 号

荷役集中監視制御設備規則検査要領の一部を改正する達

「荷役集中監視制御設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.1 として次の 1 節を加える。

2.1 一般

2.1.2 検査の時期

規則 2.1.2(2)(c)にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

2.3 として次の 1 節を加える。

2.3 維持検査

2.3.3 臨時検査

規則 2.3.3 にいう、「本会が適当と認める検査方法」とは、通常の見査において得られる検査に必要な情報と同様の情報が得られると本会が認める検査方法をいう。

附 則

1. この達は、2019 年 12 月 27 日から施行する。